

## 接続料金改定等の補正申請について

平成13年度に適用する実際費用方式の接続料金について平成13年11月8日に認可申請しておりましたが、情報通信審議会から、4線式端末回線（一般専用線3.4kHz等）の接続料について施設設置負担金相当の加算料（307円）を加算しないよう考え方が示されたことから、それを受けて該当箇所の修正を行った上で補正申請を行いました。

なお、上記に伴い、2線式端末回線・PHS基地局回線機能等の料金についても修正の上、補正申請を行いました。